平成２２年（フ）第１７６号
群馬県高崎市箕郷町西明屋305番地
債務者　平田　　豪
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２２１号
群馬県藤岡市篠塚601番地　市営住宅萩の宮団地71―１―20号
債務者　齊藤　春美（旧姓福井）
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２７５号
埼玉県本庄市栄１丁目５番８号
債務者　五十嵐悠太
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２７６号
埼玉県本庄市今井786番地４　アルカンシエル・ド・ナナⅠ―202、破産申立時の住所埼玉県本庄市駅南１丁目14番７号　コアレジデンス本庄レイシャス305
債務者　小川　　渉
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２７７号
埼玉県本庄市今井786番地４　アルカンシエル・ド・ナナⅠ―202、破産申立時の住所埼玉県本庄市駅南１丁目14番７号　コアレジデンス本庄レイシャス305
債務者　小川ダニエラ
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１２４号
千葉県山武市蓮沼ハの4836番地10
債務者　菅原　伸子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２９８号
新潟市西区青山３丁目５番４号、前住所埼玉県春日部市粕壁6695番地
債務者　横川　香苗（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５０号
新潟市西区須賀７番25号
債務者　今井　博保
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５１号
新潟市西区須賀７番25号
債務者　今井　陽子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１０１号
愛知県日進市栄１丁目1118番地　ニッシンエクセルハイツ506
債務者　下田麻衣子（旧姓白井）
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０号
京都府綾部市中筋町亀井10番地　佐古田正弘方
債務者　佐古田洋行
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第５５６号
大阪府泉佐野市日根野2702番地の３Ａ―102
債務者　沢田住設こと沢田秀弘こと　金　　秀弘
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５７９号
大阪府泉佐野市新安松２丁目２番10号
債務者　道幸　信代
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５８０号
大阪府泉佐野市新安松２丁目２番10号、前住所大阪府貝塚市澤1156番地２シーフェスタ201号
債務者　道幸　直司
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５８９号
大阪府泉南市樽井２丁目14番24号、前住所大阪府泉南市樽井３丁目36番25号
債務者　中谷　友一
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５９６号
大阪府岸和田市下松町２丁目９番４―105号
債務者　森　　隆生
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２５４号
岡山県倉敷市茶屋町2112番地５
債務者　藤原　直美
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係